

POPs 条約の締結について国会の承認を求める件について（お知らせ）

平成 14 年 2 月 21 日（木）
環境省環境保健部環境安全課
課長：安達 一彦（内線 6350）
課長補佐：森下 哲（内線 6353）
担当：相澤 寛史（内線 6358）

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs 条約）の締結について国会の承認を求めることが、本日（2月21日）の事務次官等会議で了承された。

明日（2月22日）の閣議を経て、国会に提出される見通し。

1. 条約の概要

環境中での残留性が高い12種類のPOPs（Persistent Organic Pollutants：残留性有機汚染物質）による地球環境汚染の防止のため、製造・使用の禁止又は制限、非意図的生成物質の排出削減、ストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理、これらの対策に関する国内実施計画の策定などを定めている。（別紙参照）

2. 経緯

1992年 6月	地球サミットのアジェンダ21で重要性の指摘
1997年 2月	UNEP管理理事会で条約化の決定
1998年 6月	政府間交渉会議の開始
2000年12月	第5回政府間交渉会議で条約案について合意
2001年 5月	外交会議（於ストックホルム）で条約の採択

3. 我が国の締結について

POPs 条約の締結について国会の承認を求める件が、本日（2月21日）の事務次官等会議で了承された。明日（2月22日）の閣議を経て、本条約承認案件が、国会に提出される見通し。政府としては、国会での承認が得られた後、ヨハネスブルグサミット（WSSD）までに、POPs 条約の締結手続をとる方針である。

なお、本条約は50ヶ国の締結により発効する。2月4日現在、5ヶ国（カナダ、フィジー、レソト、オランダ、サモア）が締結済み。

(別紙)

ストックホルム条約 (P O P s 条約) の概要

背景

環境中での残留性が高い P C B、D D T、ダイオキシン等の P O P s (Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質) については、一部の国々の取組のみでは地球環境汚染の防止には不十分であり、国際的に協調して P O P s の廃絶、削減等を行う必要から、2001年5月、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択された。

条約の概要

1. 目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質に対して、人の健康の保護及び環境の保全を図る。

2. 各国が講ずべき対策

製造、使用の原則禁止 (アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、P C B) 及び原則制限 (D D T)

非意図的生成物質の排出の削減 (ダイオキシン、ジベンゾフラン、ヘキサクロロベンゼン、P C B)

上記 P O P s を含有するストックパイル・廃棄物の適正管理及び処理

これらの対策に関する国内実施計画の策定

その他の措置

- ・新規 P O P s の製造・使用を予防するための措置
- ・ P O P s に関する調査研究、モニタリング、情報公開、教育等
- ・途上国に対する技術・資金援助の実施

3. 条約の発効

50ヶ国の締結により条約が発効